

公 告

分任契約担当官
自衛隊山梨地方協力本部長
伊 藤 浩 之

一般競争入札について、以下のとおり公告する。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名等

件 名	規 格	数量	単位	納 地	納入期間
募集・広報活動用スマートフォン	仕様書の とおり	192	月	自衛隊山梨地 方協力本部	7.4.1～8.3.31
タブレット端末のデータ通信料	仕様書の とおり	60	月	自衛隊山梨地 方協力本部	7.4.1～8.3.31
データ通信USBスティック	仕様書の とおり	48	月	自衛隊山梨地 方協力本部	7.4.1～8.3.31
ポケットWi-Fi	仕様書の とおり	60	月	自衛隊山梨地 方協力本部	7.4.1～8.3.31
募集事務所連絡用携帯電話	仕様書の とおり	72	月	自衛隊山梨地 方協力本部	7.4.1～8.3.31

2 入札参加資格

- (1) 令和7年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」の等級が「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされ、「関東・甲信越」地域の競争参加資格を有する者であること。
若しくは、防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を申請中の場合は、申請中の旨を入札時に証明できる者であること。
- (2) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (4) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

3 入札条項を示す場所

自衛隊山梨地方協力本部総務課

4 入札説明会

実施しない。

5 入札日時及び場所

- (1) 日 時：令和7年3月13日（木）15時30分～
- (2) 場 所：甲府合同庁舎2階 共用会議室

6 入札条件

- (1) 落札決定方式は、総品目総額とする。
- (2) 当方所定の入札書を使用すること。
- (3) 入札金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札決定方法

- (1) 当方所定の予定価格の範囲内で最低入札者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

8 保証金

- (1) 入札保証金：免除とする。
- (2) 契約保証金：免除とする。

9 違約金等

- (1) 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものとみなし、入札金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加えた金額（以下「落札金額」という。）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約者が契約を履行しない場合は、契約金額（「予定価格×単価」）に消費税及び地方消費税に相当する金額を加えた金額の100分の10に相当する金額を違約金として徴収する。

10 入札の無効

- (1) 第2項に示す入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 第6項に示す提出書類を提出していない者が行った入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び印影が識別し難い場合
- (4) 入札者等が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、当該入札者等が提出した入札書を無効とする。
- (5) 電報、電話、FAXによる入札
- (6) 郵便入札の場合、期限までに到達しなかった入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

11 契約書の作成

落札者は、落札決定後遅滞なく、契約金額が150万円以上の場合は契約書を、50万円以上150万円未満の場合は請書を、「陸上自衛隊標準契約書」の様式により作成し提出する。

12 その他

- (1) 仕様書・入札関係書類は、自衛隊山梨地方協力本部総務課で交付する。
- (2) 入札参加希望者は3月10日（月）17時00分までに参加申込みを行うこと。（電話等可）
- (3) 本件入札においては、郵便入札を可とする。
郵便入札により参加する場合は、3月12日（水）17時00分を期限とする。入札書を封筒に入れ、会社名、入札日時、件名及び「入札書在中」（朱書き）により明記して郵送し、発送者の責により到着の確認をすること。
- (4) 代表者以外の者が入札する場合は、入札開始前までに「委任状」を提出すること。
- (6) 再度入札は、初度入札で郵便による入札がない場合はその場で直ちに、ある場合は官側から通知する。
- (7) 契約締結に当たっては、契約相手方は、分任契約担当官 自衛隊山梨地方協力本部長とする。
- (8) 入札及び契約に関する問い合わせ先
〒400-0031 山梨県甲府市丸の内1-1-10 甲府合同庁舎2F
自衛隊山梨地方協力本部会計班 担当：熊倉
電話：(代) 055-253-1591

13 適用する契約条項

会計法第29条の3第1項

入 札 書

¥ (消費税抜き)

品名	規格	単位	予定 数量	単価	金額	備考
募集・広報活動用スマートフォン	仕様書のとおり	月	192			
タブレット端末のデータ通信料	仕様書のとおり	月	60			
データ通信USBスティック	仕様書のとおり	月	48			
ポケット Wi-Fi	仕様書のとおり	月	60			
募集事務所連絡用携帯電話	仕様書のとおり	月	72			
	－ 以 下 余 白 －					
合 計						
納 期	令和7年4月1日～令和8年3月31日		納 地		自衛隊山梨地方協力本部	
入札(見積)有効期間						

上記見積条件、入札及び契約心得承諾のうえ見積致しました。

当社((私(個人の場合)当団体(団体の場合)))は、暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。

令和7年3月13日

分任契約担当官

自衛隊山梨地方協力本部長

伊 藤 浩 之 殿

住 所

会社名

代表者名

担当者名

連絡先

(注)押印を省略する場合には、担当者及び連絡先を記載すること。

調達要求書番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
募集・広報活動用スマートフォン		
	作 成	令和7年2月6日
	作成部隊名	山梨地方協力本部

1 適用範囲

本仕様書は、自衛隊山梨地方協力本部において使用する「広報官用スマートフォン」について適用する。

2 契約期間

令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）

3 契約台数

16台

4 要求する仕様等

(1) 機種性能等

ア 機種のOSは、アンドロイド4.2以上とし、液晶サイズは4インチ以上7インチ未満とする。

イ 固定電話、携帯電話への音声通話及びメール通信及びデータ通信（ブラウザによるホームページ閲覧）が可能な機能を有するもの。

ウ 通信速度は4G以上またはLTE等の高速回線とし、パケット通信が可能なものとする。

エ カメラの性能は500万画素以上の機能を有するもの。

オ 防水・防塵機能・耐衝撃性を有するものとし、紛失時に遠隔操作にて停止処置等の操作が可能な機能を有し、国際電話接続禁止の設定が設定可能であり、各端末において解除ができないこと。

カ 使用可能範囲は日本国内とし、人口カバー率が95%以上であること。

キ 請負業者において本件調達を実施・統括する部門はISO/IEC27001認定を取得しているか、またそれに準ずる情報セキュリティ態勢が整っていること。

ク 現在使用している携帯電話番号を継続して使用できること。

(2) 料金体系

音声通話・データ通信は完全定額制とし、パケット通信は2ギガ以上定額プランとし2ギガを超えた分は速度を落とした定額制とする。また、セキュリティ、保守等のオプションも含むものとする。

(3) 保 守

ア 本件で使用する通信ネットワークが24時間365日で監視・運用されていること。

イ 紛失等による場合、使用不可にできるサポート態勢を有するものとする。

ウ 通話・通信障害等発生時は契約相手方または契約相手方が供する携帯通信事業者のサポートサービス保守体制が提供可能なものとする。

エ 法令及び契約会社の提供基準に基づき、災害優先回線電話を使用できること

(4) 明細書

通信・通話サービスの使用に伴う請求に際して、相手方及び通信パケット数及び通話時間の明細書を作成し添付するものとする。

5 検 査

本仕様書に基づき、毎月末良好な状態を確認し、検査官の合格をもって完了とする。

6 その他

(1) 知得した、相手方の秘密を第三者に漏洩又は、他の目的に使用しないものとする。

(2) 製品の更新、役務の提供内容に変更が生じた場合には双方速やかに相手方に連絡するものとする。

(3) 官側および請負業者の事由により製品の利用または提供を休止する際には事前に書面をもって連絡するものとする。

(4) 本仕様書において疑義が生じた場合には、官側と請負業者間で協議するものとする。

調達要求書番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
タブレット端末のデータ通信料		
	作 成	令和7年2月6日
	作成部隊名	山梨地方協力本部

1 適用範囲

本仕様書は、自衛隊山梨地方協力本部において使用する「タブレット端末のデータ通信料」について適用する。

2 契約期間

令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）

3 要求する仕様等

(1) 構成品目

ア 通信カード5台

イ 付属品(取扱説明書)

(2) 機 能

ア 通 信

業務用電子計算機（タブレット端末）（5台）に接続して使用するタブレット端末による通信サービスが可能であること。

イ インターネット接続サービス

データ通信用端末及び通信回線を提供する携帯電話通信事業者が提供する接続サービスが可能であること。

ウ 料金体系

通信料は、毎月定額とする。また、インターネット接続サービス料金を含むものとする。

エ 情報セキュリティ

請負業者において本件調達を実施・統括する部門は ISO/IEC27001 認定を取得しているか、またそれに準ずる情報セキュリティ態勢が整っていること。

オ 維持・管理

契約期間内における各種サービスが付与され、故障発生時の機器修理等の割引サービスが利用可能であること。

(3) 保 守

ア 本件で使用する通信ネットワークが24時間365日で監視・運用されていること。

イ 紛失等による場合、遠距離操作により器材の使用不可にできる機能を有するものとする。

ウ 通信障害等発生時は契約相手方または契約相手方が供する携帯通信事業者

のサポートサービス保守体制が提供可能なものとする。なお、同サポート・サービス保守にかかる費用は、本契約に含むものとする。

(4) 明細書

通信サービスの使用に伴う請求に際して、相手方及び通信パケット数の明細書を作成し添付するものとする。

4 検 査

本仕様書に基づき、毎月末良好な状態を確認し、検査官の合格をもって完了とする。

5 その他

- (1) 知得した、相手方の秘密を第三者に漏洩又は、他の目的に使用しないものとする。
- (2) 製品の更新、役務の提供内容に変更が生じた場合には双方速やかに相手方に連絡するものとする。
- (3) 官側および請負業者の事由により製品の利用または提供を休止する際には事前に書面をもって連絡するものとする。
- (4) 本仕様書において疑義が生じた場合には、官側と請負業者間で協議するものとする。

調達要求書番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
データ通信USBスティック		
	作 成	令和7年2月6日
	作成部隊名	山梨地方協力本部

1 適用範囲

本仕様書は、自衛隊山梨地方協力本部において使用する「データ通信USBスティック」について適用する。

2 契約期間

令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）

3 要求する仕様等

(1) 構成品目

ア 通信機器 4台

イ 付属品(取扱説明書)

(2) 機 能

ア 通 信

業務用電子計算機(4台)に接続して使用するデータ端末による通信サービスが可能であること。

イ インターネット接続サービス

データ通信用端末及び通信回線を提供する携帯電話通信事業者が提供する接続サービスが可能であること。

ウ 料金体系

通信料は、固定電話、携帯電話、PHS等発信先にかかわらず毎月定額とする。ただし、番号案内、情報提供料等サイト登録及びサービス料は別途請求できるものとする。

エ 情報セキュリティ

請負業者において本件調達を実施・統括する部門は ISO/IEC27001 認定を取得しているか、またそれに準ずる情報セキュリティ態勢が整っていること。

(3) 保 守

ア 本件で使用する通信ネットワークが24時間365日で監視・運用されていること。

イ 紛失等による場合、遠距離操作により器材の使用不可にできる機能を有するものとする。

ウ 通信障害等発生時は契約相手方または契約相手方が供する携帯通信事業者のサポートサービス保守体制が提供可能なものとする。

(4) 明細書

通信サービスの使用に伴う請求に際して、相手方及び通信パケット数の明細書を作成し添付するものとする。

4 検査

本仕様書に基づき、毎月末良好な状態を確認し、検査官の合格をもって完了とする。

5 その他

- (1) 知得した、相手方の秘密を第三者に漏洩又は、他の目的に使用しないものとする。
- (2) 製品の更新、役務の提供内容に変更が生じた場合には双方速やかに相手方に連絡するものとする。
- (3) 官側および請負業者の事由により製品の利用または提供を休止する際には事前に書面をもって連絡するものとする。
- (4) 本仕様書において疑義が生じた場合には、官側と請負業者間で協議するものとする。

調達要求書番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
ポケット Wi-Fi		
	作 成	令和 7 年 2 月 6 日
	作 成 部 隊 名	山梨地方協力本部

1 適用範囲

本仕様書は、自衛隊山梨地方協力本部において使用する「ポケット Wi-Fi」について適用する。

2 契約期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）～令和 8 年 3 月 3 1 日（火）

3 要求する仕様等

(1) 構成品目

ア ポケット Wi-Fi 端末 5 台

イ 付属品（AC アダプター、取扱説明書）

(2) 機 能

ア 通 信

(ア) 2.4GHz 帯と 5GHz 帯の二つの周波数帯で利用できること。

(イ) 同時接続が 30 台可能であること。

イ 料金体系

端末はレンタルとし、通信料は毎月定額とする。

(3) 保 守

ア 本件で使用する通信ネットワークが 24 時間 365 日で監視・運用されていること。

イ 通話・通信障害等発生時は契約相手方または契約相手方が供する携帯通信事業者のサポートサービス保守体制が提供可能なものとする。

4 検 査

本仕様書に基づき、毎月末良好な状態を確認し、検査官の合格をもって完了とする。

5 その他

(1) 製品の更新、役務の提供内容に変更が生じた場合には双方速やかに相手方に連絡するものとする。

(2) 官側および請負業者の事由により製品の利用または提供を休止する際には事前に書面をもって連絡するものとする。

(3) 本仕様書において疑義が生じた場合には、官側と請負業者間で協議する

調達要求書番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
募集事務所連絡用携帯電話		
	作 成	令和7年2月6日
	作成部隊名	山梨地方協力本部

1 適用範囲

本仕様書は、自衛隊山梨地方協力本部において使用する「募集事務所連絡用携帯電話」について適用する。

2 契約期間

令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）

3 要求する仕様等

(1) 構成品目

ア 携帯電話機 6台

イ 付属品(電池パック、ACアダプター、取扱説明書)

(2) 機 能

ア メール通信

使用する通話機器からメール通信サービスが可能であること。

イ 付加サービス

国際電話接続禁止の設定が端末以外で設定可能であり、各端末において解除ができないこと。

ウ 料金体系

通話・通信料は、固定電話、携帯電話、PHS等発信先にかかわらず、毎月約500分以上の通話料等を含み毎月定額とする。ただし、番号案内、情報提供料等サービス料は別途請求できるものとする。

エ 情報セキュリティ

請負業者において本件調達を実施・統括する部門はISO/IEC27001認定を取得しているか、またそれに準ずる情報セキュリティ態勢が整っていること。

オ その他

現在使用している携帯電話番号を継続して使用できること。

(3) 保 守

ア 本件で使用する通信ネットワークが24時間365日で監視・運用されていること。

イ 紛失等による場合、遠距離操作により器材の使用不可にできる機能を有するものとする。

ウ 通話・通信障害等発生時は契約相手方または契約相手方が供する携帯通信事業者のサポートサービス保守体制が提供可能なものとする。

エ 法令及び契約会社の提供基準に基づき、災害優先回線電話を使用できること

(4) 明細書

通信・通話サービスの使用に伴う請求に際して、相手方及び通信パケット数及び通話時間の明細書を作成し添付するものとする。

4 検 査

本仕様書に基づき、毎月末良好な状態を確認し、検査官の合格をもって完了とする。

5 その他

- (1) 知得した、相手方の秘密を第三者に漏洩又は、他の目的に使用しないものとする。
- (2) 製品の更新、役務の提供内容に変更が生じた場合には双方速やかに相手方に連絡するものとする。
- (3) 官側および請負業者の事由により製品の利用または提供を休止する際には事前に書面をもって連絡するものとする。
- (4) 本仕様書において疑義が生じた場合には、官側と請負業者間で協議するものとする。

委 任 状

自衛隊山梨地方協力本部長

伊 藤 浩 之 殿

住 所

会 社 名

代表者名

⑩

今般、受任者を代理人と定め、下記権限を委任します。

なお、委任解約した場合には連署のうえ届け出ます。

記

1 委任期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 (出納整理期間を含む。)

2 委任内容

- (1) 入札書提出の件
- (2) 見積書提出の件
- (3) 契約締結の件
- (4) 物品納入の件
- (5) 代金請求の件
- (6) 代金受領の件
- (7) 復代理人選任の件
- (8) その他上記委任事項に関する一切の件

ただし、契約保証金及び前金払い等の担保としての連帯保証の件は除く。

令和6年3月26日

委 任 者

⑩

受 任 者

⑩

(注) 委任事項中不要の箇所は抹消し、委任者及び受任者の訂正印を押印すること。

捨印 →

代表

記入例

委任状

自衛隊山梨地方協力本部長

殿

住 所 ○○県○○市○○-○○-○

会 社 名 株式会社 ○○○○

代表者名 代表取締役社長 ○○ ○○

代表

今般、受任者を代理人と定め、下記権限を委任します。

なお、委任解約した場合には連署のうえ届け出ます。

記

1 委任期間

令和7年3月13日 から ~~令和 年 月 日~~ (出納整理期間を含む。)

2 委任内容

- (1) 入札書提出の件
- (2) 見積書提出の件
- (3) 契約締結の件
- (4) 物品納入の件
- (5) 代金請求の件
- (6) 代金受領の件
- (7) 復代理人選任の件
- (8) その他上記委任事項に関する一切の件

ただし、契約保証金及び前金払い等の担保としての連帯保証の件は除く。

令和 年 月 日

委 任 者 ○ ○ ○ ○ 印

受 任 者 × × × × 印

(注) 委任事項中不要の箇所は抹消し、委任者及び受任者の訂正印を押印すること。